

子育て世帯訪問支援臨時特例事業（概要）

令和3年度補正予算額 602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

- 家事・育児等に対して不安・負担を抱えながら子育て等を行う家庭が増加しており、子どもの養育だけではなく、保護者（妊産婦を含む）自身が支援を必要とする家庭が増加している。
- こうした需要に対応するため、訪問支援員（仮称）が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

実施主体

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

支援対象

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた要支援家庭及び支援の必要性の高い妊産婦

支援内容

- ・ 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等）
- ・ 育児支援（保育所等の送迎支援や地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供等を含む）

補助割合

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

補助基準額（案）

訪問支援費用	1時間当たり	1,500円（3,000円）
交通費	1件当たり	930円（1,860円）
事務費（管理費）	1事業所当たり	564,000円

※所得等に応じた利用者負担軽減を行った場合には、訪問支援費用及び交通費について補助額の加算を実施。

括弧書きは生活保護世帯に対して利用者負担軽減を実施した場合の補助基準額

（参考）支援の様子



家事支援のイメージ



育児支援のイメージ

産後ケア事業を行う施設の整備

目的・内容

- 産後ケア事業については、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、2024年度末までの全国展開を目指すこととされているところ、令和2年度時点の実施市町村数は1,158市町村となっている。
未実施市町村の取組を推進するため、産後ケア事業にかかる整備費について、補助率1/2相当額を2/3相当額に引き上げる。

要求費目・所要額

- (項) 児童福祉施設整備費
- (目) 次世代育成支援対策施設整備交付金

所要額：2,304,900千円

参考

<少子化社会対策大綱（抜粋）>

I - 2 (3) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

○ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- ・ 特に、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備を図る。また、**2019年に成立した母子保健法改正法を踏まえ、出産後の母子に対して、心身のケア等を行う産後ケア事業について、2024年度末までの全国展開を目指す。**このほか、産前・産後サポート事業の実施を図る。

3 子どもを産み育てやすい環境づくり

(令和3年度当初予算額)

(令和4年度予算案(補正含む))

159億円の内数

→

276億円の内数

(うち補正予算 121億円)

- すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法及び母子保健に係る様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21(第2次)」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援【一部新規】

- ・ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、新たに非課税世帯に対する利用料減免や、24時間365日の受入体制を整備することで、支援を必要とする産婦が適切な支援を受けられる体制整備を図る。また、安定した事業運営が行われるよう、補助単価の見直し(1自治体当たり単価→1施設当たり単価)を図る。
- ・ 新たに両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談、母子保健に関する記録の電子化及び各種健診に必要な備品(屈折検査機器等)の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化を図るための事業を創設する。
- ・ 都道府県等が実施している「女性健康支援センター」、「不妊専門相談センター」などを統合して、「性と健康の相談センター事業」を創設し、不妊治療や出生前遺伝学的検査(NIPT)に係る専門的な相談対応及び性や妊娠に係る啓発等総合的な性や生殖に関する健康支援を行う。
- ・ このほか、若年妊産婦等への支援、多胎妊娠の妊婦健康診査費用や出産後間もない時期の産婦に対する健康診査費用の助成、新生児聴覚検査の推進体制の整備などについて、引き続き実施する。

【令和3年度補正予算】

- ・ 産後ケア事業を行う施設整備の促進 23億円
出産後の母子に対して心身のケア等を行う産後ケア事業について、2024年度末までの全国展開に向け、施設整備に係る国庫補助率を引き上げ(国1/2相当額→2/3相当額)、設置を促進する。
- ・ 産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業 0.4億円
職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施するため、かかり増し経費等への補助を行い、産後ケア事業を行う施設における感染防止の取組を支援する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 30億円
新型コロナウイルス感染症の影響により、不安を抱え困難な状況にある妊産婦への相談支援や健康診査を受診しづらい状況にある幼児への支援等を行う。

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進する。

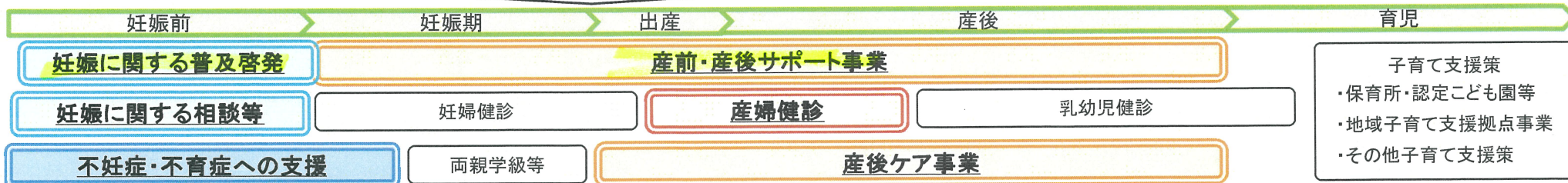
子育て世代包括支援センターによる包括的な支援体制の構築

- ① 妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ② 妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ④ 支援プランの策定



子育て世代包括支援センター開設準備事業

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施】



性と健康の相談センター事業等

成育基本方針に基づき、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するため、プレコンセプションケア（女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組）の実施など、思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じて切れ目のない支援を実施する。

不妊症・不育症への支援

不育症検査費用の助成とともに、相談支援の充実を図るため関係者による協議会の設置を図るほか、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、不妊症・不育症に悩む方へ寄り添った支援を行うピアサポート活動や、性と健康の相談センターを拠点としたカウンセラー配置等を推進する。

妊娠・出産包括支援事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う「産後ケア事業」について、新たに、非課税世帯に対する利用料減免や、24時間365日の受入体制を整備することで、支援を必要とする産婦が適切な支援を受けられる体制整備を図るとともに、安定した事業運営が行われるよう、補助単価の見直しを図る。また、家庭や地域での孤立感の解消を図るために相談支援を行う「産前・産後サポート事業」を推進する。

産婦健康診査事業

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等）を実施し、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

新生児聴覚検査の体制整備事業

聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、都道府県における新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査の実施状況の把握や精度管理の実施を支援する。

予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業等

予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）について、都道府県における実施体制を検討するため、モデル事業として関係機関の連絡調整、データ収集及び整理、多機関等による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用を支援するほか、国において、都道府県が収集したデータや提言の集約や、都道府県に対する技術的支援を実施する。また、ポータルサイトの運用や予防可能な子どもの死亡事故の予防策等について普及・啓発を行う。